

茨城県茨城海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
茨定第1号	久慈町漁業協同組合	茨城県日立市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第23号 北緯36度34.567分東経140度39.617分の点 ア 北緯36度34.712分東経140度41.822分の点 イ 北緯36度34.425分東経140度43.367分の点 ウ 北緯36度33.655分東経140度45.078分の点 エ 北緯36度32.710分東経140度44.385分の点 オ 北緯36度33.480分東経140度42.868分の点 カ 北緯36度33.950分東経140度41.462分の点	定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	設置できる網漁具は、灘側、及び沖側とも1箇統以内とする。